

令和7年度一般競争入札による 山口県有地貸付のご案内

所在地	宇部市港町1丁目10番1 (宇部港港湾関連用地)
-----	-----------------------------

山口県土木建築部港湾課

【申込み・問合せ先】

山口県土木建築部港湾課（港政班）

山口市滝町1番1号（山口県庁本館11階）

電 話 083-933-3816（直通）

FAX 083-933-3829

目 次

ページ

1	山口県有地の貸付けについて（ご案内）	1
2	入札に関する注意事項	2
3	用途等に関する注意事項	6
4	契約に関する注意事項	8
5	物件案内図等.....	14
6	様式	
	第1号様式 一般競争入札参加申込書	17
	第2号様式 役員等名簿	18
	第3号様式 代表者選任届	19
	第4号様式 委任状	20
	第5号様式 入札書	21
	第6号様式 暴力団排除に関する誓約書	22

山口県有地の貸付けについて（ご案内）

- 1 土地の概要（詳細については、「物件案内図等」（14頁）をご覧ください。）

所 在	地目	貸付面積	備考
宇部市港町1丁目10番1	雑種地	1,550㎡	

- 2 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

- 3 用途の指定及び貸付条件

本土地には、宇部港港湾計画による利用計画（港湾関連用地）としての用途指定があります。その他の契約条件が付されます。

- 4 現地説明会

入札に先立ち、現地の状況や境界等について、また、入札の実施方法や契約手続き等についてご説明するための現地説明会を開催します。

なお、雨天決行としますが、荒天の場合には開催しないことがありますので、お問い合わせください。

現地説明会予定日時
令和7年10月30日（木）午前11時～午前11時30分

- 5 入札参加の申込

この入札に参加を希望される場合は、事前の申込みが必要です。

「一般競争入札参加申込書」（17頁）に印鑑証明書等を添付して、次の期間内に提出してください。

なお、入札参加資格の確認のため、申込みを受けた情報の一部を警察当局へ提供します。

一般競争入札参加申込書を受け付けた後でも、申込者に入札参加資格がないことが判明した場合は、入札に参加することができません。

入札参加受付期間	受付場所及び時間
令和7年10月30日（木）から 令和7年11月13日（木）まで （閉庁日（土、日曜日及び休日）は受付を行いません。）	〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 山口県土木建築部港湾課（港政班） 受付時間：8時30分から17時15分まで 郵送による申込の場合は「簡易書留郵便」として 上記住所へ送付してください。 ※受付期間内の消印有効とします。

- 6 入札の実施日程

入札の実施日時及び会場は次のとおりです。

入札に参加できる方は、事前に申し込みされた方のみです。

なお、入札当日の受付終了時間までに入札会場に参集されなかったときは、入札を辞退されたものとして取り扱います。

「入札に関する注意事項」（2頁）を参照の上、当日ご用意いただくものを持参してください。

入 札 実 施 日	入札時刻	入札会場
令和7年11月20日（木）	受付：午前10時30分から 午前11時00分まで 入札：午前11時00分から	山口市滝町1-1 山口県庁 収用委員会室（11階）

- 7 入札後の手続き

（詳細につきましては、「契約に関する注意事項」（8頁）をご参照ください。）

ア 契約の締結

落札決定の日から14日以内にご契約ください。

なお、ご契約時には、契約保証金（契約金額の10%）をお預かりするほか、契約書に貼付する印紙代をご負担いただくことになります。

イ 貸付料の支払い

貸付料の支払いは、貸付契約締結後、山口県知事の発行する納入通知書により、期日までにお支払いください。

ウ 契約額（落札額）等の公表

県に第三者から問い合わせがあった場合は、公益性の観点から落札金額及び落札者を公表します。

入札に関する注意事項

入札に参加される方は、以下の内容を熟読のうえ、入札してください。

1 入札の流れ

入札は、次の順で行われます。

- (1) 受付
- (2) 入札保証金に係る手続き
- (3) 物件の説明及び確認
- (4) 入札
- (5) 開札
- (6) 落札者の決定
- (7) 入札保証金の返還（落札できなかった方が対象です。）

2 入札参加資格

山口県有地の一般競争入札は、日本国内に居住している成人の方であれば、どなたでも参加できますが、次の事項に該当する方は参加できません。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実を山口県（以下「県」という。）において認めたときから3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 県との契約履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 県の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 県の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は県との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項（監督又は検査）の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく県との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでの規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (5) 次のいずれかに該当する者
 - ア 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - イ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - エ 暴力団又は暴力団であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (6) 前記（3）～（5）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

3 代理人等による入札について

原則として、入札に出席された方が土地の借受人（県との契約者）となりますので、入札に出席される方と土地を借受け（契約）される方が異なるような場合には、入札に出席される方の権限を明らかにするための委任状等が必要となります。「5 当日ご用意いただくもの」をご参照のうえ、ご用意ください。

- (1) 土地の借受者が法人となる場合で、従業員の方が入札に出席される場合
- (2) 土地を借受される方が入札当日に都合が悪く、代理人の方が出席される場合

4 入札物件に付す条件

入札する物件については、賃貸借契約書において次の用途制限が付されますのでご注意ください。

- ①落札者は、落札物件について、令和8年5月31日までに宇部港港湾計画による土地利用計画（港湾関連用地）に適合した用途に供さなければならない。
- ②落札者は、落札物件について、令和8年5月31日から令和13年3月31日までの間引き続き宇部港港湾計画による土地利用計画（港湾関連用地）に適合した用途に供さなければならない。
- ③落札者は、県の承認を受けずに、落札物件について転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。
- ④落札者は、落札物件に基礎杭が必要となる構築物を設置してはならない。
- ⑤落札者は、本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に使用させてはならない。

「宇部港港湾計画による港湾関連用地に適合した用途」とは、港湾における物流・人流などの輸送活動の増進を図り、また、これらの活動を支援する施設のための用地としての用途をいいます。（詳しくは6頁の「用途等に関する注意事項」をご覧ください。）

なお、この用途制限の履行状況を確認するため、実地調査等を行うこと、また、違反した場合には違約金を請求することとします。（詳しくは9頁からの土地賃貸借契約書（案）をご覧ください。）

5 当日ご用意いただくもの

(1) 入札に参加する全ての方にご用意いただくものは、次のとおりです。

- ア 一般競争入札参加申込書（写）（事前に提出された申込書に県の受付印を押印したもの）
- イ 入札保証金（現金又は金融機関の自己宛小切手（持参人払式）（下記のものに限る。））

【入札保証金について】

- 入札保証金とは、入札の際に当日入札されるご予定の金額の5パーセント以上に相当する金額をあらかじめお預かりするものです。

なお、入札保証金の20倍を超える額での入札は無効となりますのでご注意ください。

- 現金の他、金融機関の自己宛小切手（持参人払式）を充てることができます。

※「金融機関の自己宛小切手（持参人払式）」とは、手形交換所に加入している金融機関で原則山口県内にある本支店が「振出人」及び「支払人」となっていると同時に、振出日から起算して7日以内で、持参人払式のものに限り、（入札者が「振出人」となっている小切手は、使用できません。紛失・盗難等の用心のため、線引きにされていても構いません。）

例)	小 切 手 〇〇1301 000X-111 支払人→ 山口県〇〇市〇〇町〇丁目 (株)〇〇銀行〇〇支店 ¥ 〇〇,〇〇〇 ※ 上記の金額をこの小切手と引替にえに持参人へお支払いください。 拒絶証書不要 振出日令和年月日 振出地〇〇市 (株)〇〇銀行〇〇支店 〇〇支店長 〇〇〇〇 印	←振出人
----	---	------

○ 落札されなかった方には、入札保証金は入札終了後直ちにお返しします。

- (2) 以下のものは、借受けされる方が個人であるか法人であるか、また、実際に入札に出席される方が本人であるか代理人であるかによって、ご用意いただくものが異なりますので、お間違えのないよう、以下の表を参考にご用意ください。

借受者	入札出席者	印鑑（実印）	印鑑証明書(注1)	権限関係の書類	収入印紙
個人	本人	不要	(入札申込時に提出済)	不要	不要
	代理人	不要	不要	①委任状（注2） ②社員証（顔写真入り）、運転免許証、マイナンバーカード等（コピー不可）（注3）	不要
法人	代表権者	不要	(入札申込時に提出済)	不要	要（注4）
	代理人	不要	不要	①委任状（注2） ②社員証（顔写真入り）、運転免許証、マイナンバーカード等（コピー不可）（注3）	要（注4）
共同借受	代表者	不要	(入札申込時に提出済)	(入札申込時に代表者選任届提出済)	(注4)

注1 印鑑証明書は発行日から3ヶ月以内のものとしてください。

注2 借受者が個人の方で入札に代理人が出席される場合、又は、借受者が法人で入札には代表権のない方（従業員等）が出席される場合は、「委任状」（20頁）を次のとおり作成してください。

注3 本人確認書類について、顔写真入りでない場合は、健康保険証、介護保険証、年金手帳、公的機関発行の資格証明書等で確認させていただきます。（コピー不可）

注4 借受者が法人の場合は、200円の収入印紙をご用意ください。

この収入印紙は、落札者以外の方を対象に入札保証金を返還する手続に使用します。

6 入札について

(1) 入札書について

入札書は、入札当日に会場で配付する所定の様式をご使用ください。

(2) 入札書の記入方法

ア 入札書には、入札出席者の住所、氏名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）を記入してください。

イ 入札金額の記載は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

ウ 入札金額は年額の貸付料の金額を記入してください。

エ 記入に当たっては、黒色又は青色の万年筆又はボールペンを使用してください。

オ 一度記入した入札金額の訂正はできません。

金額の変更や訂正がある場合は、新しい入札書に書き直してください。

(3) 入札書の提出

ア 記入が終わった入札書は、会場の前方に設置された入札箱に投入して提出してください。

イ 提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず、書換え、引換え、撤回を行うことはできませんので、提出前によくご確認ください。

(4) 無効な入札

次の入札は無効となります。

ア 入札参加資格のない者がした入札

イ 指定の時刻までに提出しなかった入札

ウ 所定の入札書によらない入札

エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

オ 入札者又は代理人の記名がない入札

カ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札

キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札

- ク 入札書の金額、氏名又は重要な文字が識別し難い入札
- ケ 入札金額を訂正した入札
- コ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- サ 指定の日時までには事前申込をしなかった者がした入札

(5) 再度の入札

- ア 予定価格以上の額での入札がないときは、直ちに再度の入札を実施します。
- イ 前回の入札者に限り、再度の入札に参加することができます。
- ウ 再度の入札の回数は、当初入札を含めて3回までとします。

7 開札及び落札者の決定等

(1) 開札

開札は、全員の入札書提出が終了するか所定の時刻が経過した後、その場でただちに行います。

(2) 落札者の決定

県が予め定める予定価格以上の額の入札のうち、最高額で入札された方を落札者とします。

なお、最高額が最低入札価格以上であり、その最高額で入札した者が2人以上ある場合（同額の場合）は、該当者においてくじ引きにより落札者を決定することとなります。

8 契約の締結

(1) 契約金額（貸付料）

入札書記載金額（年額）を契約金額とします。

(2) 契約締結期限

落札された方は、落札日から14日以内に県との間で土地賃貸借契約を締結していただくこととなります。（契約内容の詳細については、8頁の「契約に関する注意事項」を参照してください。）

この期限までに契約を締結されない場合は、落札は無効となります。

(3) 入札保証金について

契約締結までの間は、入札保証金は県で保管します。

入札保証金は、契約締結時に県がお預かりする契約保証金の一部に充当することとなります。

なお、契約締結期限までに契約を締結されず落札が無効となった場合には、入札保証金はお返しできませんのでご注意ください。

9 貸付料

入札書記載金額＝各年度の貸付料とします。

また、貸付料は、当初の年度分の貸付料にあつては貸付期間の開始日から起算して30日以内に、次年度以降の貸付料にあつては当該年度の4月30日までに、山口県が発行する納入通知書により納入してください。ただし、納入の期限の日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日が納入の期限の日となります。

10 その他

- (1) 入札参加資格の確認のため、申込みを受けた情報の一部を警察当局へ情報提供します。なお、一般競争入札参加申込書を受け付けた後でも、申込者に入札参加資格がないことが判明した場合は、入札に参加することができません。
- (2) 入札当日の受付終了時間までに入札会場に参集されなかったときは、入札を辞退されたものとして取り扱います。
- (2) この「入札に関する注意事項」に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び山口県会計規則の定めるところによって処理します。

用途等に関する注意事項

1 指定用途（賃貸借契約書において付される条件）

落札者は、落札物件を指定用途に供さなければなりません。

指定用途とは、「宇部港港湾計画による土地利用計画（港湾関連用地）に適合する用途」をいいます。

宇部港港湾計画による港湾関連用地に適合する用途

港湾関連用地の概要	用 途	具体の利用形態
港湾における物流・人流などの輸送活動の増進を図り、また、これらの活動を支援する施設のための用地	保管施設用地	倉庫用地、野積場、貯木場、貯炭場、サイロ用地、モータープール、空バンプール、シャーシプール
	流通施設用地	港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、配送センター、卸売市場等の流通業務施設 卸売展示施設、流通加工施設並びにこれらの附帯施設。 コールセンター等の配分基地（ただし、石油等危険物の配分基地を除く）
	旅客施設用地	エプロン、旅客ターミナル（手荷物取扱所、待合所、売店、食堂等）、宿泊所
	港湾関連業務施設用地	物流・流通・貿易関連事業所、事務所（海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貿易関連業、商業、金融業、保険業等）。 港湾管理施設（港湾管理事務所等） 航行補助施設（信号施設等）。 港湾関連官公署事務所（税関、地方運輸局、地方整備局、海上保安官署、警察署、入国管理事務所、検疫所、消防署等の港湾関連官公署等）
	福利厚生施設用地	休泊所、診療所、船員会館
	作業基地用地	ケーソンヤード等
	上記に付随するもの	上記に付随する緑地、道路、駐車場、便益施設（旅館、ホテル、商店、飲食店、ガソリンスタンド等）、下水処理場

2 港湾法による規制

入札に付する物件は、港湾法（昭和25年法律第218号）の規定による臨港地区（商港区）に指定されています。

このため、入札に付する物件においては、港湾法における諸活動の円滑化、港湾機能の確保のため、港湾法により下記の①、②の規制があります。

① 臨港地区の行為の届出等（港湾法第38条の2）

以下の行為をしようとする者は、当該行為の工事の開始の日の60日前までに、港湾管理者（山口県）に届出が必要になります。新設される工場等の事業活動に伴う貨物の輸送、発生する廃棄物の量・種類等が港湾計画に照らし適切でない等の場合、港湾管理者（山口県）は、計画の変更その他必要な措置の勧告、変更命令が可能です。

- ・ 廃棄物処理施設の建設又は改良
- ・ 工場又は事業場で、一の団地内における作業場の床面積の合計が2,500㎡以上、工場若しくは事業場の敷地面積が5,000㎡以上である工場等の新設又は増設
- ・ その他

② 分区内の構築物の規制（港湾法第40条）

山口県臨港地区分区内規制条例（昭和48年山口県条例第5号）別表の商港区の項に掲げる施設以外の構築物を建設等することができません。

建設等を行うことができる構築物 【山口県臨港地区分区内規制条例 別表の商港区の項に掲げる施設】	① 港湾施設（倉庫などの保管施設 等） ② 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業その他知事が指定する事業を行う者の事務所 ③ 港湾関係者の利便の用に供するための銀行の支店、損害保険代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗 ④ 入国管理事務所、税関、検疫所、植物防疫所、地方整備局、地方運輸局、海上保安部、警察署、消防署、港湾管理者その他知事が指定する官公署の事務所 ⑤ 港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設及び電気通信施設 ⑥ 港湾関係者の利便の用に供するためのホテル及び旅館 ⑦ 港湾関係者の利便の用に供するための物品販売業を営む店舗及び飲食店 ⑧ 港湾関係者の利便の用に供するための給油所 ⑨ 卸売市場
禁止構築物	上記以外の構築物

3 用途の制限（賃貸借契約書において付される条件）

落札者は、落札物件に基礎杭が必要となる構築物を設置することはできません。

契約に関する注意事項

1 契約書の書式

契約は、次頁の県指定書式により締結していただくこととなります。

2 契約期限

契約は、令和7年12月4日（木）までに締結していただくこととなります。

3 契約保証金

(1) 契約保証金の額

契約時には、契約金額の10パーセントに相当する額を、契約保証金としてお預かりすることとなります。

(2) 入札保証金の充当

この契約保証金には入札保証金を充当することとし、この場合、契約保証金と入札保証金の差額を追加でお預かりすることとなります。

(3) 貸付料への充当

契約保証金は、令和8年度の貸付料に充当します。

4 契約代金の納期限等

(1) 契約代金の納期限

貸付料は、年度ごとに、契約書の別表1に定める納期限までにお支払いいただくこととなります。

(2) 契約保証金の充当

3（3）のとおり、この契約代金には契約保証金を充当しますので、令和8年度の貸付料については、契約保証金との差額を上記期限までにお支払いいただくこととなります。

(3) 契約代金の納入方法

契約代金は、県の発行する納入通知書により、所定の金融機関からお支払いください。

(4) 契約代金が納期限までに支払われなかった場合の取扱い

契約代金が上記期限までに支払われなかった場合には、契約は解除されることがあります。この場合、契約保証金はお返しできませんので、納期限には十分ご注意ください。

5 契約に要する費用

契約書に貼付する印紙代は、借受けされた方のご負担となります。

土地賃貸借契約書

土地の賃貸借について、貸付人 山口県（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる財産（以下「本土地」という。）を乙に貸し付け、乙は、これを借り受ける。

所 在	区 分	種 目	貸付面積(m ²)	備 考
宇部市港町1丁目10番1	土 地	雑種地	1,550m ²	

（貸付期間）

第2条 本土地の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、令和8年4月1日から、令和13年3月31日までとする。

（貸付料）

第3条 本土地の貸付料（以下「貸付料」という。）の額は、1年につき金〇,〇〇〇,〇〇〇円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金〇〇〇,〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

- 前項の契約保証金（以下「契約保証金」という。）のうち、金〇〇〇,〇〇〇円は、入札保証金を充当する。
- 契約保証金には、利息を付さない。
- 契約保証金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
- 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、契約保証金を代金に充当する。
- 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができるものとする。この場合においては、甲は、契約保証金を甲に帰属させるものとする。

（貸付料の支払）

第5条 乙は、令和8年度の貸付料のうち契約保証金を除いた金〇,〇〇〇,〇〇〇円及び令和9年度から令和12年度までの各年度の貸付料 金〇,〇〇〇,〇〇〇円については、甲の発行する納入通知書により、別表1に定める当該年度の納期限までに甲に支払わなければならない。

- 前項に規定する期限が銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日当たるときは、当該休日の翌日をもってその期限とみなす。

（遅延利息）

第6条 乙は、前条第1項に定める期限内に当該年度分の貸付料を完納しなかったときは、当該期限の翌日から未支払金額を納付する日までの期間の日数に応じ、その未支払金額に年5パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（本土地の引渡し）

第7条 甲は、貸付期間の初日に本土地をその所在する場所において乙に引き渡すものとする。

（指定期日及び指定用途）

第8条 乙は、本土地を令和8年5月31日（以下「指定期日」）までに宇部港港湾計画による土地利用計画（港湾関連用地）に適合する用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

- 乙は、本土地を指定用途に供するに当たっては、別表2の内容を遵守しなければならない。

（指定期間）

第9条 乙は、本土地を指定期日から令和13年3月31日までの間（以下「指定期間」という。）引き続き指定用途に供しなければならない。

（指定期日の変更）

第10条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、指定期日の変更を必要とするときは、甲にその旨を申し出ることができる。

2 甲は、前項の規定による申出について天災その他やむを得ない理由があると認めるときは、指定期日の変更を承諾するものとする。

(指定期間等の変更等)

第11条 乙は、天災、港湾計画の改訂その他やむを得ない理由により、本土地の全部又は一部について、指定期間の変更又は指定用途の変更若しくは解除を必要とするときは、甲にその旨を申し出ることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による申出について準用する。

(担保責任)

第12条 乙は、この契約締結後本土地の数量の不足又は隠れた瑕疵があることを発見しても、第5条第1項に規定する期限の到来した貸付料の減額若しくは損害賠償の請求又はこの契約の解除をすることができない。

(貸付料の増減)

第13条 甲は、本土地の価額が著しく上昇したとき、甲が本土地につき特別の費用を負担することとなったときその他正当な理由があるときは、乙に対して貸付料の増額を請求することができる。

2 乙は、その責めに帰することができない理由により本土地が滅失又は損傷をしたときは、当該滅失又は損傷をした部分に相当する貸付料の減額を甲に対して請求することができる。

(本土地の維持管理)

第14条 乙は、本土地を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 前項の規定による維持管理に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(本土地の転貸等の禁止)

第15条 乙は、甲の承認を受けずに、本土地を第三者に転貸し、又はその貸借権を第三者に譲渡してはならない。

2 乙は、本土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）その他これに類するものに使用させてはならない。

(本土地の現状変更)

第16条 乙は、本土地の現状を変更しようとするときは、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(修繕義務等)

第17条 甲は、本土地の修繕義務を負担しないものとする。

(実地調査等)

第18条 甲は、この契約に定める乙の義務の履行状況について随時実地に調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由がなく前項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として乙に請求することができる。ただし、第3項の規定による承諾又は承認があったときは、この限りでない。

(1) 第8条の規定に違反して、本土地を指定期日までに指定用途に供しなかったとき、又は第9条の規定に違反して本土地を指定期間において引き続き指定用途に供しなかったとき（指定用途以外の用途に供したときを除く。）

当該違反確認時の本土地の時価の10分の1に相当する金額

(2) 第9条の規定に違反して本土地を指定期間において引き続き指定用途に供しなかったとき（指定用途以外の用途に供したときに限る。）、又は第15条第1項の規定に違反して本土地を第三者に転貸し、若しくはこの契約に定める乙の権利を第三者に譲渡し、若しくは同条第2項の規定に違反して本土地を暴力団その他それに類するものに使用させたと

き

当該違反確認時の本土地の時価の10分の3に相当する金額

- (3) 前条第2項の規定に違反して正当な理由がなく同条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ったとき

当該違反確認時の本土地の時価の10分の1に相当する金額

- 2 乙は、前項第1号又は第2号に該当する場合であつて、指定期日までに指定用途に供しなかったこと、指定期間において引き続き指定用途に供しなかったこと又は本土地を第三者に転貸し、若しくは乙の権利を譲渡したことについてやむを得ない理由があるときは、甲に対し、指定期日、指定期間若しくは指定用途の変更を申し出、又は本土地の転貸若しくは乙の権利の譲渡の承認を求めることができる。
- 3 甲は、前項の規定による申し出又は求めについて、やむを得ない理由があると認めるときは、指定期日、指定期間若しくは指定用途の変更を承諾し、又は本土地の転貸若しくは乙の権利の譲渡を承認するものとする。
- 4 乙は、第1項第1号又は第2号に該当する場合は、甲が定める日までに本土地を指定用途に供し、又は本土地の転貸の解消若しくは乙の権利の回復を図らなければならない。ただし、第3項の規定による甲の承諾又は承認があつた場合は、この限りでない。
- 5 第1項の違約金は、違約罰と解釈するものとする。

(契約の解除)

第20条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由により本契約を定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、国、地方公共団体その他公共団体において、本土地を公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、又は、甲が本土地を売却するため必要が生じたときは、本契約を解除することができる。
- 3 甲は、乙が第15条第2項の規定に違反したとき又は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の規定にかかわらず、催告をすることなく本契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (6) 前各号に該当する者の依頼を受けて契約を締結しているとき。

- 4 乙は、甲が第1項及び前項に該当することにより同項の規定による契約の解除をした場合、これによって受けた損害があつても、その損害の賠償を甲に請求することができない。
- 5 乙は、甲が第2項に該当することにより同項の規定による契約の解除をした場合、これによって受けた損失の補償を甲に請求することができる。
- 6 甲は、第2項の規定により契約を解除した場合は、第3条に規定する貸付料から、貸付期間の初日から明け渡しの日までを日数を365で除して得た数に第3条に規定する貸付料を乗じて得た金額を控除した金額を乙に返還するものとする。
- 7 乙は、甲が第1項及び第3項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(本土地の返還)

第21条 乙は、貸付期間が満了する日（甲が前条第1項から第3項の規定によりこの契約を解除した場合にあっては、甲が定める日）において、本土地を乙の負担において原状に回復した上で、その所在する場所において甲に返還しなければならない。ただし、本土地が乙の責めに

帰することができない理由により滅失し、若しくは損傷したとき、又は甲が本土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(有益費等の請求権の放棄)

第 22 条 乙は、貸付期間が満了した場合又は甲が第 20 条第 1 項及び第 3 項に該当することにより同項の規定による契約の解除をした場合において、本土地に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(損害賠償)

第 23 条 乙は、その責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の締結に要する費用)

第 24 条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の解決)

第 25 条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第 26 条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年(年) 月 日

貸付人 山 口 県
山口県知事 村 岡 嗣 政

借受人

別表 1（第 3 条、第 5 条関係）

貸付料の納入期限

年 度	期 間	貸 付 料	納 入 期 限
令和 8 年度	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	円	令和 8 年 4 月 30 日
令和 9 年度	令和 9 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで	円	令和 9 年 4 月 30 日
令和 10 年度	令和 10 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで	円	令和 10 年 4 月 30 日
令和 11 年度	令和 11 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで	円	令和 11 年 4 月 30 日
令和 12 年度	令和 12 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで	円	令和 12 年 4 月 30 日

別表 2（第 8 条関係）

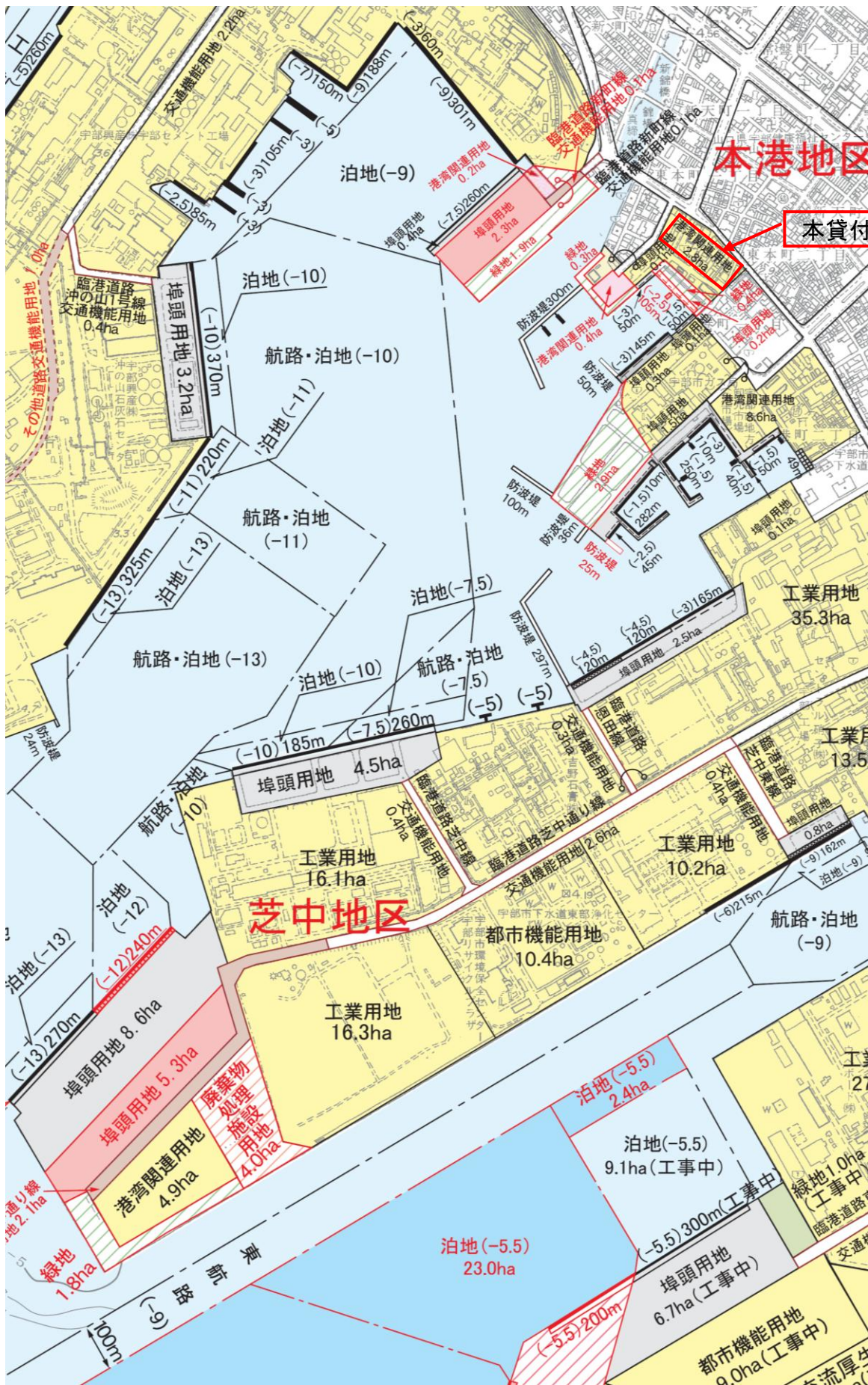
仕様書

所 在 地	宇部市港町 1 丁目 1 0 番 1
地目	雑種地
貸付面積	1, 5 5 0 m ²
貸付期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで
現 況	更地（地中に基礎杭約 100 本が埋設）
貸付条件	① 貸付面積は、登記面積である。 ② 工作物等の設置及び撤去工事については、貸付期間内に行うこと。 ③ 現状有姿での貸付けとする。貸付期間終了後の原状回復については、山口県と事前に協議すること。 ④ 光熱水設備が必要な場合は、自ら各供給事業者から直接、供給を受けること。また、供給のための工事等に期間を要する場合であっても、貸付期間に含む。 ⑤ 貸付に係る土地内の美化に努めること。山口県から指摘があった場合には速やかに措置を講ずること。 ⑥ 基礎杭が必要となる構築物を設置しないこと。

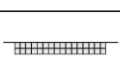
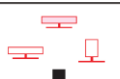
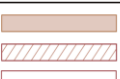
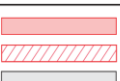
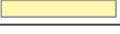
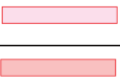
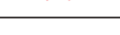
物件案内図等

所在地	宇部市港町1丁目10番1
案内図 及び 現地写真	
The map shows the location of the property (highlighted in red) in Ube City, Japan. The property is located near the Ube Port (宇部港) and the Ube Port General Office (宇部港湾総合庁舎). Other landmarks include the Ube Hotel (宇部ホテル), the Ube Restaurant (宇部レストラン), and the Ube Food Processing Center (宇部食品加工センター). The map also shows the Ube Port (宇部港) and the Ube Port General Office (宇部港湾総合庁舎). The photograph shows the property, which is a parking lot with several cars parked. In the background, there is a building with a clock tower. The date 2025/09/04 is visible in the bottom right corner.	

宇部港港湾計画図



宇部港港湾計画図

凡 例		
	航 路	(今回計画) (既定計画) (既設)
	航 路 ・ 泊 地	(今回計画) (既定計画) (既設)
	泊 地	(今回計画) (既定計画) (既設)
	防波堤・防砂堤	(既定計画) (既設)
	公 共 岸 壁	(今回計画) (既定計画) (既設)
	公共耐震強化岸壁 (緊急物資輸送)	(今回計画)
	公共耐震強化岸壁 (幹線貨物輸送)	(今回計画)
	物資補給岸壁	(既設)
	公 共 物 揚 場	(既定計画) (既設)
	公 共 船 揚 場	(既設)
	専 用 岸 壁	(既定計画) (既設)
	ドルフィン	(既定計画) (既設)
	小 型 さ ん 橋	(今回計画) (既定計画) (既設)
	緑 地	(既定計画) (既設)
	臨 港 道 路	(今回計画) (既定計画) (既設)
	埠 頭 用 地	(今回計画) (既定計画) (既設)
	そ の 他 緑 地	(既定計画) (既設)
	そ の 他 道 路	(既設)
	そ の 他 用 地	(今回計画) (既定計画) (既設)
	海 面 処 分 用 地	(今回計画)
	海面処分・活用用地	(今回計画)
	撤 去	(今回計画)
	将 来 構 想	

(第 1 号様式)

一般競争入札参加申込書

1 物件の表示

所 在	区 分	種 目	数量(m ²)	備 考
宇部市港町1丁目10番1	土 地	雑種地	1,550m ²	

この物件の貸付けにかかる一般競争入札に参加したいので、山口県会計規則、令和7年度一般競争入札による山口県有地貸付のご案内及び現況を承諾の上、下記のとおり申し込みます。

なお、本申込書及び添付書類のすべての記載事項について事実と相違ないこと、並びに入札参加資格を有していることを誓約します。

令和 年 月 日

山口県知事 村岡 嗣 政 様

住所

氏名又は社名
及び代表者名

(提出者名:)

電話番号

FAX番号

(注)

- ・自署で記入してください。法人等で自署できない場合は、提出者名を自署で記入してください。
- ・添付書類 ※3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

個人の方が借受けされる場合…印鑑証明書、住民票、暴力団排除に関する誓約書（第6号様式）

法人の方が借受けされる場合…印鑑証明書、定款、直近1年間の損益計算書、役員等名簿（第2号様式）、暴力団排除に関する誓約書（第6号様式）

複数の方が共同で借受けされる場合 …代表者選任届（第3号様式）

受 付 印	受付番号
※	※

※欄は記入しないでください。

(第2号様式)

役員等名簿

法人名：_____

役職名 (法人、団体の場合)	ふりがな 氏名	性別	生年月日	住 所
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	

(注)

- ・法人及び団体にあつては、法人登記簿謄本に記載されている現在の役員全員（監査役含む）を記入してください。
- ・氏名には、ふりがなを付けてください。
- ・「性別」「生年月日」欄は該当する性、年号を○印で囲んでください。

(第3号様式)

代 表 者 選 任 届

令和 年 月 日

山口県知事 村 岡 嗣 政 様

私達は、この度、山口県所有の下記物件を共同借受けするため、代表者として

(住所) _____

(氏名) _____

を選任し、入札に関する一切の行為を代表させます。
なお、債務は各自連帯して負担します。

記

1 共同借受けしようとする物件

所 在	区 分	種 目	数量(m ²)	備 考
宇部市港町1丁目10番1	土 地	雑種地	1,550m ²	

2 共同借受人

住 所	氏 名
代表者	

(提出者名: _____)

(注)

- ・自署で記入してください。法人等で自署できない場合は、提出者名を自署で記入してください。
- ・添付書類 ※3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

個人の方が借受けされる場合 … 全員の住民票、印鑑証明書、暴力団排除に関する誓約書(第6号様式)

法人の方が借受けされる場合 … 全員の定款及び直近1年間の損益計算書、印鑑証明書、役員等名簿(第2号様式)、暴力団排除に関する誓約書(第6号様式)

(第4号様式)

委任状

下記物件借受けの入札に係る一切の権限を_____に委任しましたので、連署をもってお届けします。

令和 年 月 日

山口県知事 村岡嗣政 様

(委任者) 住 所 _____

氏名又は社名
及び代表者名 _____

委任状作成者名 (_____)

連 絡 先 (_____)

(受任者) 住 所 _____

氏名又は社名
及び代表者名 _____

(注)

- ・委任者欄…自署で記入してください。法人等で自署できない場合は、委任状作成者名を自署で記入してください。
- ・受任者欄…入札に出席される方の住所及び氏名を自署で記入してください。
- ・受任者の印鑑証明書（3ヶ月以内の発行）を添付してください。

記

物件の表示

所 在	区 分	種 目	数量(m ²)	備 考
宇部市港町1丁目10番1	土 地	雑種地	1,550m ²	

(第5号様式)

入札書

件名 県有財産借受け（土地）
所在 宇部市港町1丁目10番1
借受期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日

入札 金額 (年額)	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

山口県会計規則、令和7年度一般競争入札による山口県有地貸付のご案内及び現況を承諾の上、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

山口県知事 村岡嗣政 様

住 所 _____

氏名及び社名
及び代表者名 _____

(注)

- ・数字は算用数字を使用し金額の頭に¥を記入してください。
- ・枠内に年額の貸付料を記入してください。
- ・代理人が入札に参加された場合は、住所及び氏名は代理人（受任者）名で記入してください。

(第 6 号様式)

暴力団排除に関する誓約書

- ☐
- 私（個人の場合）

- ☐
- 当社（法人の場合）

☐ 当団体（団体の場合）は、下記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、役員等名簿を提出すること及び当該役員等名簿により当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

契約等の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- (6) 前記(1)～(5)に該当する者の依頼を受けていると認められる者

令和 年 月 日

山口県知事 様

住所（又は所在地）

氏名又は社名及び代表者名

(提出者名：)

(連絡先：)

(注)

・自署で記入してください。法人等で自署できない場合は、提出者名を自署で記入してください。